



選管告示第 16 号
令和 8 年（2026 年）11 月 1 日

令和 8 年（2026 年）11 月 15 日執行の熊本市長選挙における選挙運動に従事する者及び労務者に対し支給することができる実費弁償及び報酬の最高額は別紙のとおりである。

熊本市選挙管理委員会
委員長 徳 永 幸 三

選挙運動に従事する者及び労務者に対し支給
することができる実費弁償及び報酬の最高額

1. 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (4) 宿泊料 一夜につき 2 3, 0 0 0 円（食事料 2 食分を含む。）
 - (5) 弁当料 一食につき 1, 5 0 0 円、一日につき 4, 5 0 0 円
 - (6) 茶菓料 一日につき 1, 0 0 0 円
2. 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基 本 日 額 1 0, 0 0 0 円以内
 - (2) 超過勤務手当 一日につき基本日額の 5 割以内
3. 選挙運動のため使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃及び車賃それぞれ 1 の（1）（2）及び（3）に掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。）一夜につき 2 0, 0 0 0 円
4. 選挙運動のために使用する事務員、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に支給することができる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員
一日につき 1 5, 0 0 0 円以内
 - (2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者
一日につき 2 0, 0 0 0 円以内
 - (3) 専ら手話通訳のために使用する者
一日につき 2 0, 0 0 0 円以内
 - (4) 専ら要約筆記のために使用する者
一日につき 2 0, 0 0 0 円以内